

令和8年（フ）第1300号
横浜市中区山田町5番地1フロール山田町第2—1302号室
破産者 株式会社徳栄商会
1 決定年月日 令和8年10月5日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第3民事部
令和8年（フ）第26号
福井県小浜市遠敷第21号4番地
破産者 有限会社小浜葬祭
1 決定年月日 令和8年10月5日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所敦賀支部
令和6年（フ）第107号
広島県福山市緑陽町二丁目10番9号、旧住所広島県福山市千田町三丁目5番7—202号サンライン21
破産者 新谷 衣左
1 決定年月日 令和8年10月5日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和8年（フ）第76号
山口市小郡本町2丁目10番16号、商業登記簿上の本店所在地山口市小郡下郷1064番地
破産者 有限会社アートテック
1 決定年月日 令和8年10月5日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係
令和8年（フ）第29号
大分市大字猪野1365番地の2 ペルサーチ明治107
破産者 山内 涼
1 決定年月日 令和8年10月5日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定
令和7年（フ）第157号
栃木県足利市大前町150番地1 SKハイツC—102
破産者 福岡 桂子
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部
令和8年（フ）第68号
栃木県佐野市石塚町564番地7 グランドウールS F棟101
破産者 小坂 涼
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部
令和8年（フ）第194号
金沢市増泉3丁目5番34—2号 ラヴィナス増泉Ⅱ103号
破産者 大島 玲奈（旧姓新田）
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部
令和7年（フ）第449号
静岡県伊豆市修善寺1187番地の2 中里団地301
破産者 三須 舞美
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和8年（フ）第404号
京都府城陽市寺田市ノ久保2番地の370
破産者 山口 貴子
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年（フ）第79号
兵庫県栗市山崎町下字原120番地
破産者 福嶋商店こと 福嶋 一真
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部
令和8年（フ）第12号
兵庫県佐用郡佐用町奥長谷267番地1
破産者 池脇 節男
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部
令和8年（フ）第70号
岡山県倉敷市田ノ上921番地5
破産者 河原 大樹
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和8年（フ）第38号
広島県三原市小坂町62番地82
破産者 福岡 一浩
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部
令和8年（フ）第63号
愛媛県新居浜市一宮町2丁目3番9—1312号、旧住所愛媛県新居浜市星越町20—1
破産者 安丸 幸希
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

令和8年（フ）第19号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字川上1253番地
破産者 横山 京子
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部
令和8年（フ）第167号
佐賀県高木瀬東四丁目5番2号 グリーンハイツ春恵101
破産者 岩永 隆史
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係
令和8年（フ）第169号
佐賀県鳥栖市蔵上2丁目196番地 バリュージュシオンC棟202
破産者 野口 美紀（旧姓平島）
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係
令和8年（フ）第177号
佐賀県神埼市千代田町直鳥463番地2
破産者 古賀美沙子
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係
令和8年（フ）第182号
佐賀市大和町大字尼寺2486番地20
破産者 松本 幸奈（旧姓大友）
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係